

新旧対照表：通常プラン（下線部が改定部分）

条数及び タイトル	改定前	改定後	改定理由
第6条	<p>6. ユーザーは、有償サービスの利用にあたり、自ら、端末設備利用に掛かる通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等を負担するものとします。</p> <p>8. ユーザーは、当社に対し、初期に必要となる諸費用を、当社がユーザーに対し本契約を締結した日の属する月の月末に発行する請求書に従い、翌月末日限り支払うものとします。また、ユーザーは、当社に対し、当該申込書に定める期日までに、利用申込書に記載した金額を支払うものとします。</p> <p>9. ユーザーは、当社に対し、利用申込書に記載されたサービス利用基本費用を、毎年、利用開始月の翌月末日までに支払うものとします。</p>	<p><u>削除</u></p>	<p>今後、初期に必要となる諸費用、基本利用料、その他通信関係費用等の料金や費用の負担に関する細目的な条件については、ユーザーごとの個別調整による場合があるため、利用申込書に記載する形とするため。</p>
附則 第2条	<p>新設</p>	<p><u>2024年10月1日以前に本規約に同意の上本契約に基づく本サービスを利用するユーザーは、同日付けで改定した第6条第6項、同第8項及び同第9項の削除部分は適用せず、なお従前の例による。</u></p>	<p>改定後の規約は、改定後の新規のユーザーから適用するため。</p>